

広島県公安委員会告示第 25 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 26 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
0 P00 57	告示の日 (令和 2 年 3 月 26 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	Pエウレカセブン ハイエボゼロGE JA	株式会社銀座 代表取締役 後藤 正人 (東京都品川区西品川一丁 目 1 番 1 号住友不動産大崎 ガーデンタワー)	左同
9 P14 52	同上	同上	Pフィーバーバイ オハザード 2 T	株式会社三共 代表取締役 筒井 公久 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
9 P16 93	同上	同上	PAフィーバーバ イオハザード 2 Y	同上	左同
0 P00 32	同上	同上	Pフィーバー真花 月 2 S	同上	左同